

社会福祉法人東条福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東条福祉会（以下「当法人」という。）定款第八条および第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 当法人の役員等には報酬を支給する。

(役員等の報酬の額)

第3条 役員等に対する報酬の額は、別表1に定めるものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬の支給時期は、当該会計年度のうち最終の理事会及び評議員会当日に支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受け行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則

この規定は、所轄庁の定款認可日から施行する。

別表 1 (役員等の報酬)

役職名	報酬の額 (年額)
理事長	40,000円
理事	20,000円
監事	20,000円
評議員	5,000円